

7. 馬事公苑（仮設施設）の計画の目的及び内容

7.1 目的

本会場は、組織委員会が施設所有者である日本中央競馬会より、馬事公苑の一部を一時的に借り受け、東京2020大会時の馬術競技会場（クロスカントリーを除く）として必要な仮設施設の整備を行うものである。

7.2 内容

7.2.1 位置

評価書の対象となる本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）の位置は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり東京都世田谷区上用賀一丁目1他、東京都世田谷区上用賀二丁目1-1他にあり、敷地面積は約191,000m²である。

7.2.2 地域の概況

計画地周辺は、主に第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に指定され、集合住宅、独立住宅、公園・運動場等、教育文化施設、官公庁施設、スポーツ・興行施設等が立地している。

平成30年4月1日現在の世田谷区の人口は約90万人であり、世帯数は約48万世帯である。¹

昼間人口は約86万人であり、昼間人口が夜間人口を下回っているが、世田谷区上用賀一丁目及び二丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて高い地域となっている。²

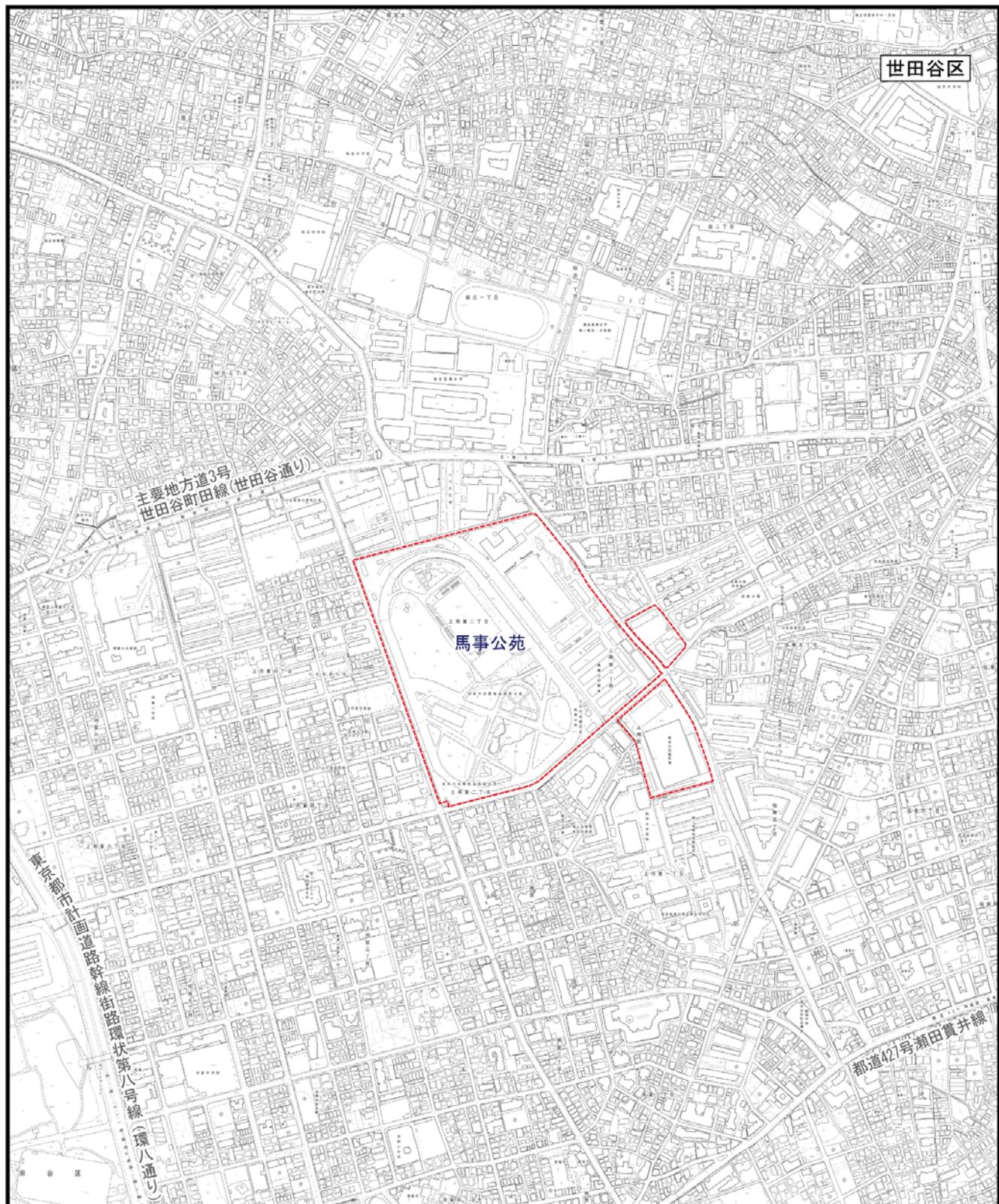
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、世田谷区では卸売業、小売業の事業所が約7千事業所、従業者数が約6万人と最も多く、世田谷区上用賀一丁目及び二丁目においては卸売業、小売業の事業所が15事業所、従業者数が約150人となっている。³

¹出典：「せたがや統計情報館」（平成30年4月16日参照 世田谷区ホームページ）
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/692/694/index.html>

²出典：「平成27年国勢調査による 東京都の昼間人口」（平成30年4月16日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2015/tj-15index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成30年4月16日参照 総務省ホームページ）
<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.html>

7. 馬事公苑（仮設施設）の計画の目的及び内容



凡 例

■ 計画地



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 7.2-1 計画地位置図

7. 馬事公苑（仮設施設）の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 地下鉄



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

写真 7.2-1 計画地周辺の航空写真

7.2.3 基本計画（仮設施設）

大会時の配置計画のイメージ図は、図 7.2-2 に示すとおりである。競技エリアとなるメインアリーナの周囲に仮設施設である観客席及び照明塔（予定）を整備する。照明塔は、メインアリーナの周囲に独立柱型照明塔を 4 本、観客席（東）及び観客席（西）に観客席取付照明塔を合計 4 本設置する計画である。また、大会の運営のため、日本中央競馬会が整備している恒久施設を活用するほか、観客、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置する計画である。

主な仮設施設の概要は、表 7.2-1(1) 及び(2)に、断面図及び側面図は、図 7.2-3(1) 及び(2)に示すとおりである。

また、大会時の駐車場は、公和寮エリア等に大会関係者用の駐車場を配置する計画であるが、観客の輸送サービスについては、現在検討中である。

なお、組織委員会が実施する仮設施設の整備と並行して、東京 2020 大会に向けて日本中央競馬会が恒久施設を改修整備しており、恒久施設の配置計画は、資料編（p.1 参照）に示すとおりである。

表7.2-1(1) 主な仮設施設（観客席）の概要（予定）

| 項目 | 観客席（東） | 観客席（西） | 観客席（南） | 観客席（北） |
|------|-----------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 建築面積 | 約 3,140m ² | 約 3,130m ² | 約 650m ² | 約 560m ² |
| 延床面積 | 約 7,410m ² | 約 7,580m ² | 約 650m ² | 約 560m ² |
| 最高高さ | 約 22.0m | 約 22.0m | 約 5.3m | 約 5.3m |
| 階数 | 地上 2 階 | 地上 2 階 | 地上 1 階 | 地上 1 階 |
| 構造 | 鉄骨造他 | 鉄骨造他 | 支保工システム | 支保工システム |

注1)最高高さは、建築物としての最高高さを示す。

2)支保工システムとは、支柱等により荷重を支える構造物である。なお、観客席（東）及び

観客席（西）は、鉄骨造のほか、一部支保工システムを採用する計画である。

3)上記の仮設施設は、建築基準法及び消防法に基づく基準を満足する計画である。

表7.2-1(2) 主な仮設施設（独立柱型照明塔）の概要（予定）

| 項目 | 照明塔 |
|------|---------|
| 最高高さ | 約 35.2m |
| 構造 | 鉄柱 |

7. 馬事公苑（仮設施設）の計画の目的及び内容

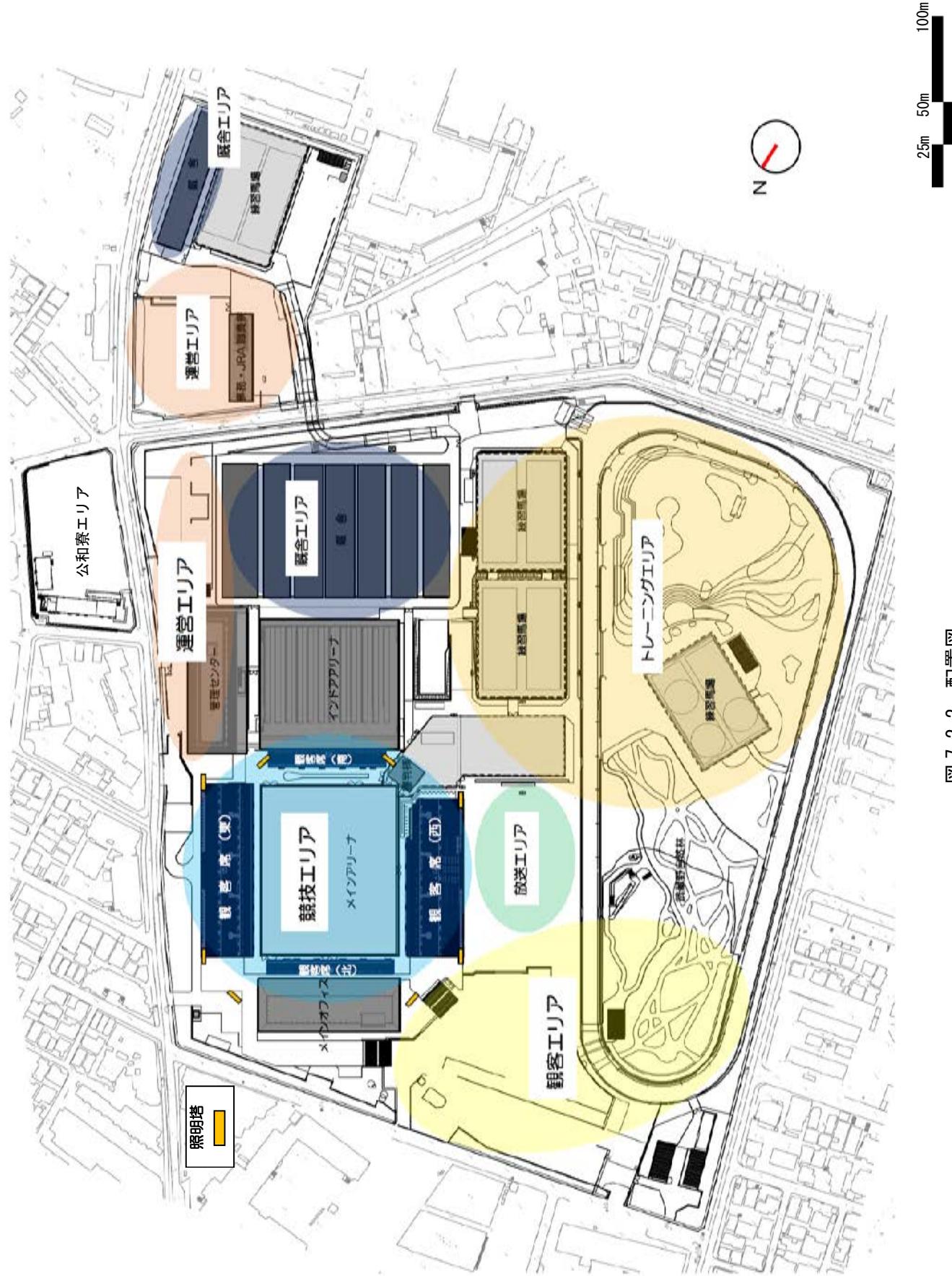
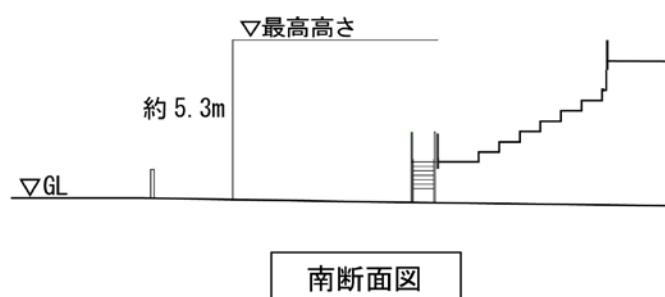
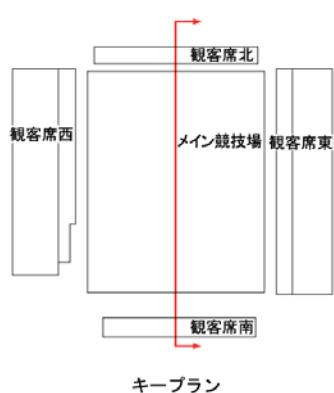
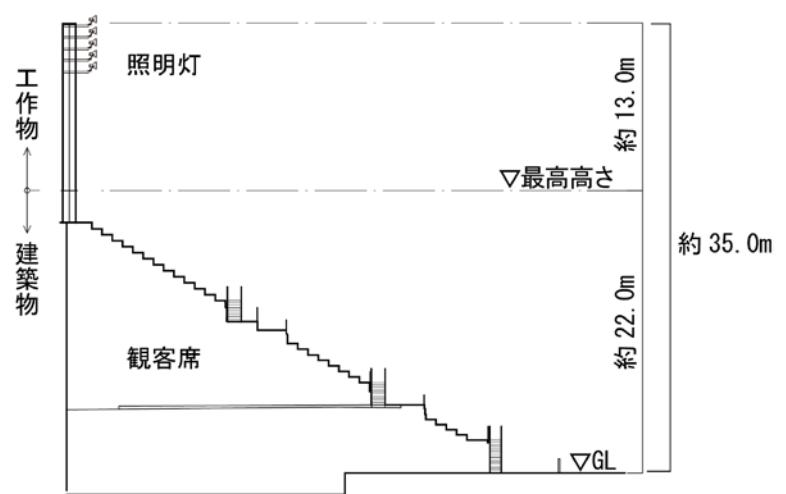
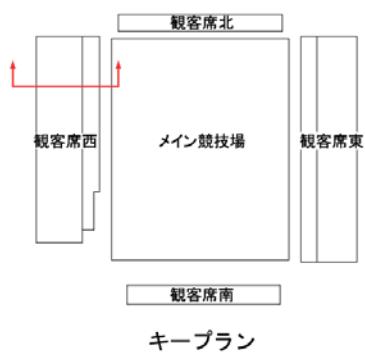
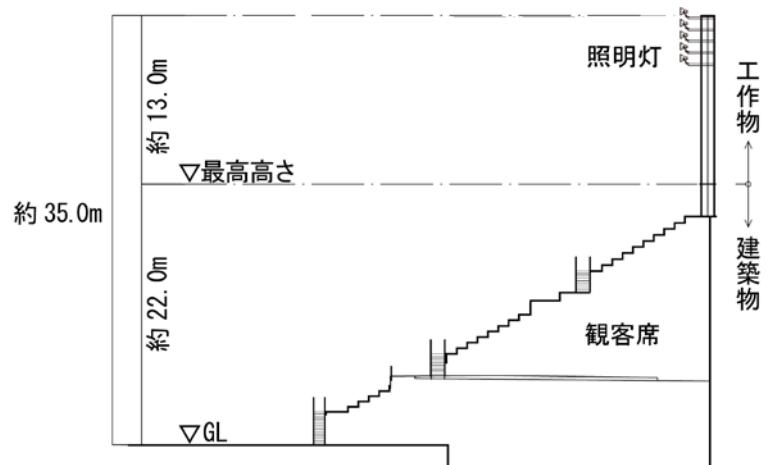
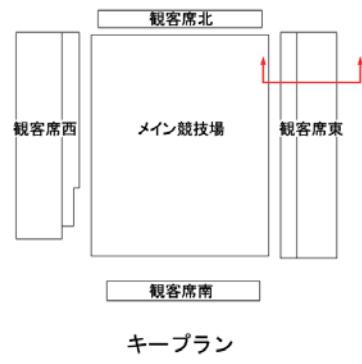
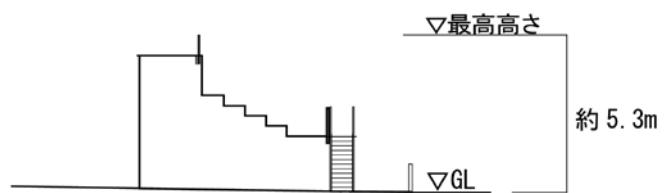


図 7.2-2 配置図

7. 馬事公苑（仮設施設）の計画の目的及び内容



南断面図



北断面図

図7.2-3(1) 断面図（観客席）

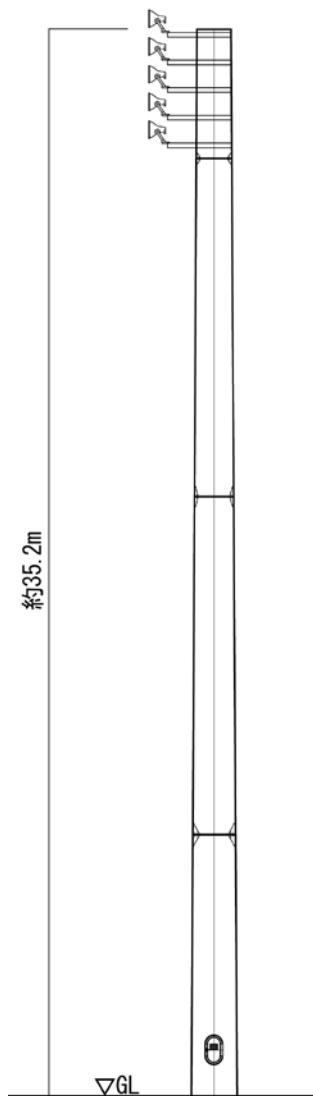


図7.2-3(2) 側面図（独立柱型照明塔）

7.2.4 施工計画（仮設施設）

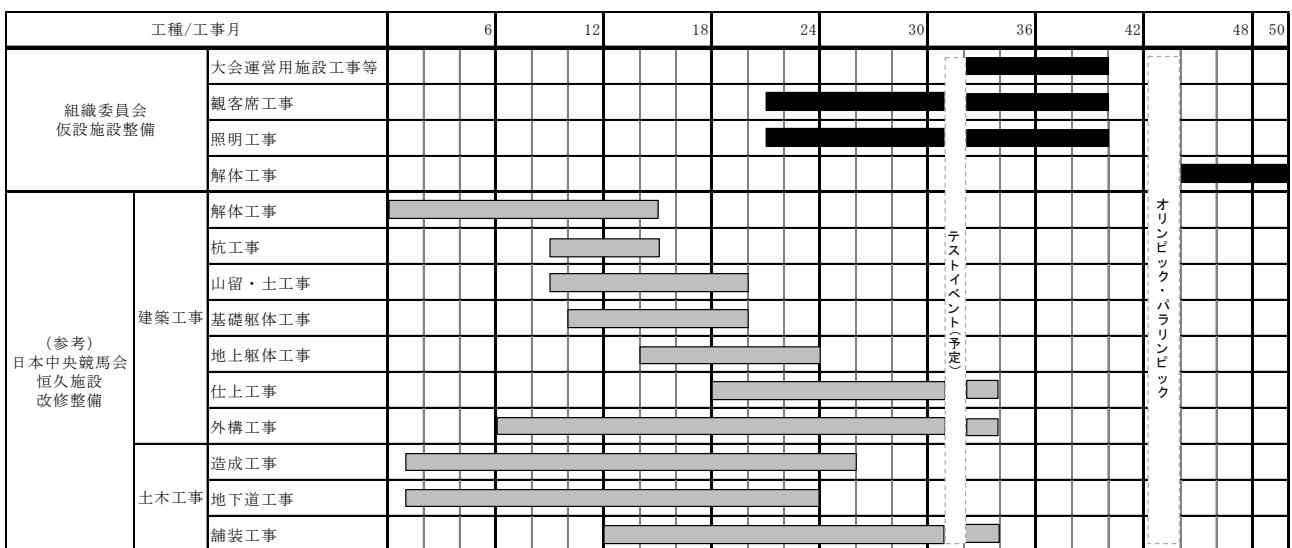
以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、基本設計時点での予定であり、今後、実施設計を踏まえて変更がありうる。

(1) 工事工程

東京 2020 大会前の仮設施設整備については、2018 年に着工し、テストイベントの工事休止期間を経て、2020 年 4 月までの 18か月を見込む計画である。また、東京 2020 大会後の仮設施設の解体工事は、大会後から 2021 年 2 月までの 6か月を見込む計画である。

なお、計画地では、2019 年まで日本中央競馬会の恒久施設改修整備が実施される計画となっている。参考として、日本中央競馬会の恒久施設改修整備も含む工事工程は、表 7.2-2 に示すとおりである。

表 7.2-2 工事工程（予定）



注1) 組織委員会の仮設施設整備は、組織委員会へのヒアリングに基づき作成。

2) 日本中央競馬会の恒久施設改修整備は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ報告書(大会開催前その1)（馬事公苑）」(平成30年4月)に基づき作成。

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 大会運営用施設工事等

プレハブ、テント等の仮設施設の設置工事を行うほか、日本中央競馬会が整備しているメインオフィス、インドアアリーナ、管理センター、審判棟、厩舎等の恒久施設の内装改修や設備工事を行う。

2) 観客席工事

テストイベント前に先行して仮設施設の基礎工事及び一部鉄骨工事を行い、大半のスタンド構築工事は、テストイベント後に実施する。

3) 照明工事

仮設施設の基礎工事として、既成杭を打設し、照明灯の設置工事を行う。

4) 解体工事

仮設施設の解体・撤去工事等を行うほか、恒久施設の原状回復工事を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 7.2-4 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に主要地方道3号世田谷町田線（世田谷通り）、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線（環八通り）、一般国道246号（玉川通り）の幹線道路から計画地へ出入場する計画である。

仮設施設整備の工事用車両台数のピークは、着工後3か月目であり、ピーク日において大型車300台/日、小型車10台/日、合計310台/日を予定している。また、日本中央競馬会の恒久施設改修整備も含めた工事用車両台数のピークは、仮設施設整備着工後3か月目であり、ピーク日において大型車520台/日、小型車60台/日、合計580台/日を予定している。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表7.2-3に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値以上）及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。なお、計画地の周囲は、日本中央競馬会の恒久施設改修整備に伴い、鋼製仮囲いや防音シートが設置されている。

表7.2-3 主な建設機械（予定）

| 工 種 | 主な建設機械 |
|---------|---------------------------|
| 大会運営工事等 | ラフタークレーン、バックホウ |
| 観客席工事 | ラフタークレーン、バックホウ |
| 照明工事 | 三点式杭打機、ラフタークレーン、バックホウ |
| 解体工事 | ラフタークレーン、バックホウ（解体仕様）、杭抜き機 |

注)建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

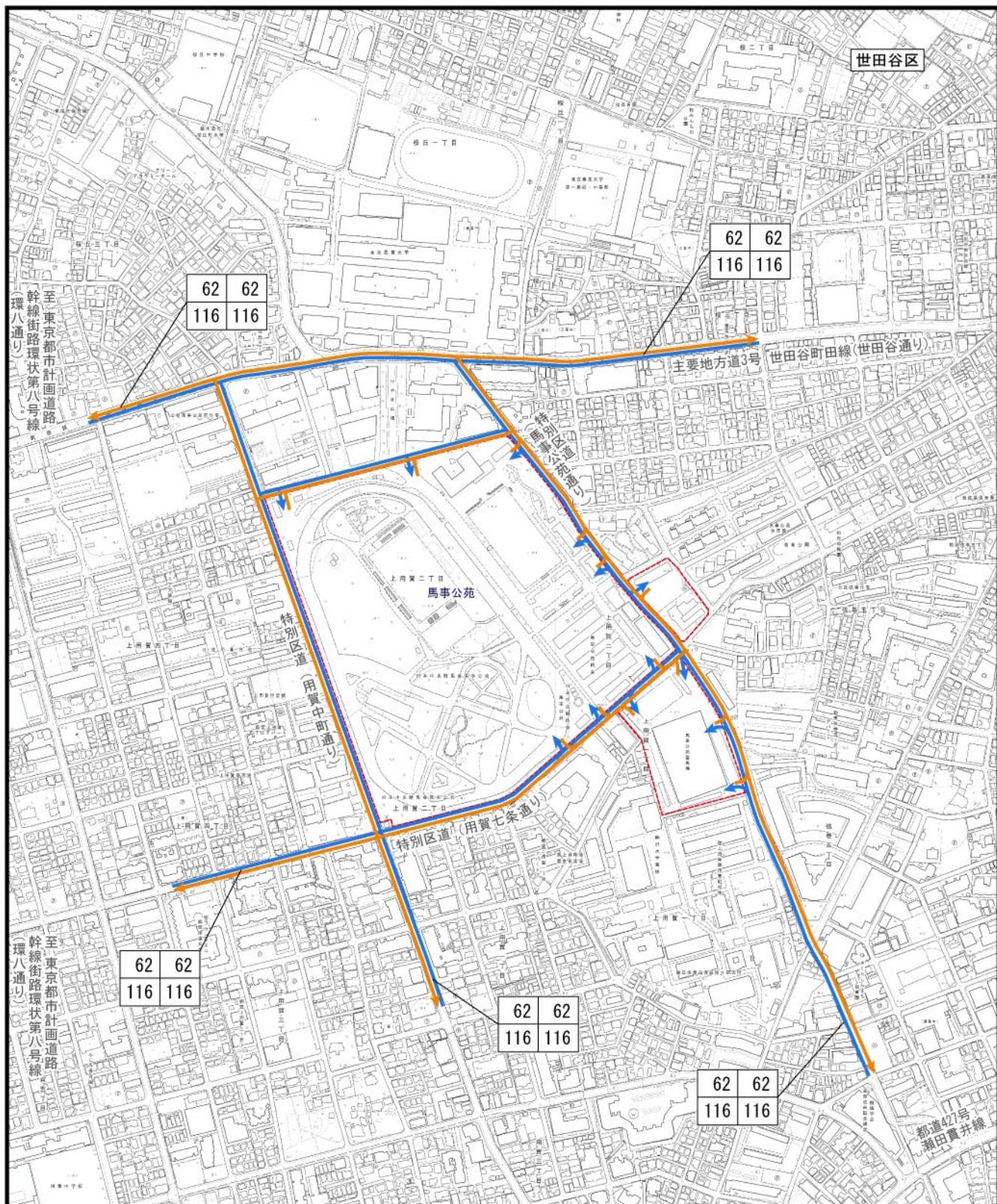
(5) 工事中の廃棄物処理計画

仮設施設（大会運営用施設等、観客席及び照明）の設置工事の実施に伴い、約8,000m³の建設発生土、主に約30m³の建設汚泥等の建設廃棄物が発生する。

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物について積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行う計画である。

なお、大会後の仮設施設の解体工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。

7. 馬事公苑（仮設施設）の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 工事用車両集中ルート
- ← 工事用車両発生ルート

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 工事用車両（集中） 交通量（台/日） | 工事用車両（発生） 交通量（台/日） |
| 工事用車両（集中） 交通量（台/日） | 工事用車両（発生） 交通量（台/日） |

※上段は仮設施設整備の工事用車両
台数、下段は日本中央競馬会の恒久
施設改修整備に伴う工事用車両との
合計台数を示す。



Scale 1:7,500

0 75 150 300m

図 7.2-3 工事用車両の走行ルート

7.2.5 環境保全に関する計画等への配慮等の内容

(1) 環境保全に関する計画

本事業にかかる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」及び「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 7.2-4 に示すとおりである。

表7.2-4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮する事項 |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 東京都環境基本計画 (平成28年3月) | ・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 ◆快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保 | ・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。 ・規制速度を遵守する計画としている。 |
| 東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月) | ・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等 | ・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。 |

(2) 持続可能性に配慮した運営計画

組織委員会は、東京 2020 大会における持続可能性への配慮を最大化し、大会開催が持続可能な開発に貢献するため、持続可能性に配慮した運営計画を策定した。

持続可能性に配慮した運営計画での取組事項は、表 7.2-5 に示すとおりである。

表7.2-5 持続可能性に配慮した運営計画での取組事項

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で取り組む事項 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 持続可能性に配慮した運営計画第二版 (平成30年6月) | ・東京2020大会の持続可能性コンセプト Be better, together より良い未来へ、ともに進もう。 ◆気候変動 ◆資源循環 ◆大気・水・緑・生物多様性等 | ・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。 ・規制速度を遵守する計画としている。 |

7.3 馬事公苑の計画の策定に至った経過

オリンピック及びパラリンピックの馬術競技会場（クロスカントリーを除く）は、立候補フェイル時点では、江東区の夢の島競技場に仮設施設で整備する計画としていた。

その後、既存施設活用の観点から馬事公苑への会場変更の検討がなされた。施設所有者である日本中央競馬会や国際競技連盟との協議を踏まえ、最終的に平成27年2月のIOC理事会及び平成27年11月のIPC理事会において、夢の島競技場から馬事公苑への会場変更が承認された。

7. 馬事公苑（仮設施設）の計画の目的及び内容